

愛媛県社会保険労務士会 様

《全国社会保険労務士会連合会の保険制度》
「社会保険労務士賠償責任保険制度」
「サイバーリスク保険（特約）」
について

2023年度研修資料

※研修会資料につき本資料による保険募集は不可となります。
保険ご加入の際には、必ずパンフレットをご確認ください。

社労士賠償責任保険制度 概要

社会保険労務士賠償責任保険は、先生方がより安心して業務を行うことができるよう、また依頼者保護の観点から1995年に制度がスタートいたしました。加入者数も順調に増加し、多くの社労士の先生にご加入を頂いております。

～ 現在のご加入状況 約7割 ～
18,824件

【保険期間】 每年12月1日から1年間（※毎月1日付で中途加入できます。）

【保険契約者】 全国社会保険労務士会連合会

【取扱代理店】(申込手続き等のご照会、お問合せ先)
有限会社エス・アール・サービス

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館6F TEL:03-6225-4873

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

(ご意見、ご相談先)

広域法人部法人第二課 TEL:03-3515-4153

(事故発生時ご連絡先)

本店損害サービス第一部 医師・専門職業損害サービス室 TEL:03-3515-7507

社労士賠償責任保険 補償内容

(1)保険の内容

社会保険労務士が行った**社会保険労務士業務**により、業務を委嘱した顧客または第三者に与えた**財務上の損害**につき、保険期間中に日本国内において損害賠償請求された場合において、社会保険労務士が**法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害を補償します。**さらに、**保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)**も補償します。

(2)保険の対象となる社会保険労務士業務

本保険では、以下の社会保険労務士業務が対象となります。具体的には以下の通り。

- ①社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3までに規定する申請書などの書類の作成、提出の代行および事務の代理等の事務
- ②社会保険労務士法第2条第1項第2号に規定する帳簿書類の作成等の事務
- ③社会保険労務士法第2条第1項第3号に規定する相談・指導等の事務
- ④社会保険労務士法第2条第1項第1号の4に規定する個別労働紛争のあっせん代理業務
- ⑤社会保険労務士法第2条第1項第1号の4から第1号の6に規定する紛争解決手続代理業務(上記④で規定するものを除きます。)
- ⑥社会保険労務士法第2条の2第1項に規定された補佐人の業務
* 労働保険事務組合として受託した業務につきましては、お支払いの対象となりません。事務組合担保特約のご加入にて補償が可能です。

(3)お支払する主な保険金・お支払い方法

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金
- ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 等

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士 賠償責任保険制度

開業用
法人用

全国で**18,824名^(*)**の開業社労士・法人の皆様にご加入いただいております。
業務を安心して運行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!
(+7月1日現在)

社会保険労務士賠償責任保険

社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。



開業社労士1人事部所の場合

年間保険料：13,200円(月額換算：1,100円)で損害賠償1請求あたり1,000万円
(保険期間中3,000万円)まで補償されます。(Aタイプ加入の場合)



2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間
新規・中途加入は毎月25日までにお申込みより月末までに保険料が振込みをいたしました場合、翌月1日午後4時から補償開始となります(ただし、11月終業分を除く)。

各種特約

事務組合担保保険 特約

社労士が関与する労働保険事務組合の業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

サイバーリスク保険 特約

情報漏えい事故やサイバー攻撃などのサイバーリスク関連の各種損害(法律上の損害賠償責任や各種費用)を包括的に補償します(※サイバー攻撃による情報漏えい事故も補償の対象です)。

※加入料料に該当への料金やサイバーリスクへの料金として

ご加入・ご更新は **お申込みWebサイト** からお手続きください。



<https://www.sr-service.jp>

社労士 保険 エス・アール・サービス

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エコ・グード・サービスがお取り扱いしております。

この保険制度は社会保険労務士賠償責任保険、事務組合賠償責任保険及び労働保険事務組合賠償に関する特約(※)、サイバーリスク保険、サイバーリスク保険(「定期複数プラン」)は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者に、全国社会保険労務士会連合会に委託されている開業社労士を被保険者とする保険契約です。保険料率を算出す権利、保険契約を解消する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。加入保険者の受取、保険料収取事務については、運営会にご連絡願っています。

パンフレット
(エス・アール・サービス
のHPに掲載)

サイバーリスク保険は
社労士賠償責任保険の
特約としてご加入いた
だけます。

本制度のサイバーリスク保険について

『サイバーリスク保険』

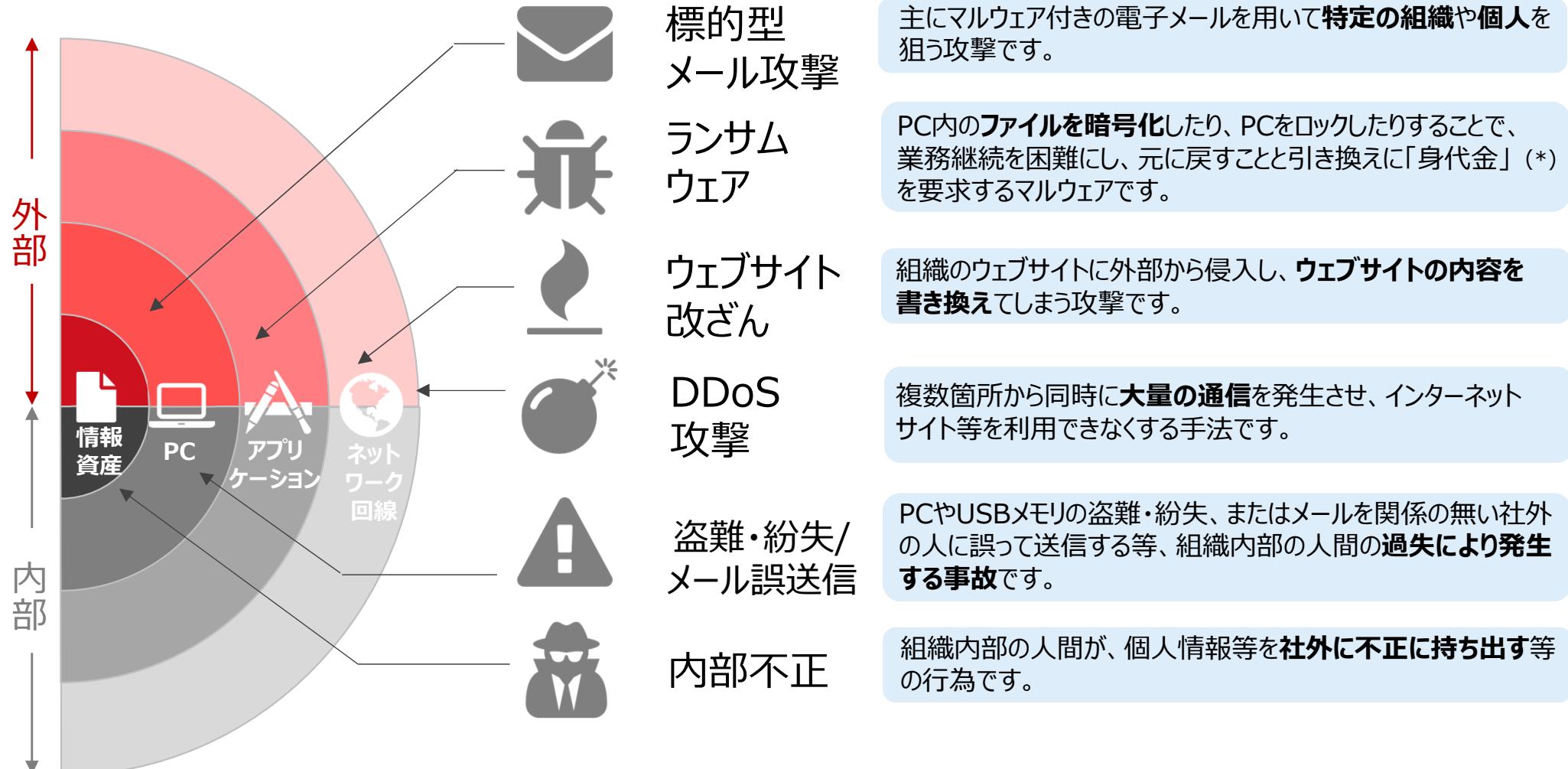
『サイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉』

- 本制度には2種類のサイバーリスク保険があります。
- 社労士賠償責任保険のご加入者が「**特約**」としてご加入いただくことができます。

以降、2023年度（12月1日以降補償開始）の
『サイバーリスク保険』を中心にご説明いたします。

サイバーリスクの概要 ーサイバーリスクの脅威ー

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。



サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を **包括的に補償** します。

(*) 「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

サイバーリスクの概要 -情報セキュリティに関する事故の動向-

近年、テレワークやデジタル化の推進に伴い、企業の情報セキュリティに関する事故は『ヒューマンエラー』から、『サイバー攻撃』によるものが台頭し、より対策が難しくなってきています。

Q. 自社で最も脅威となる事象は何ですか？

1 位

標的型
攻撃

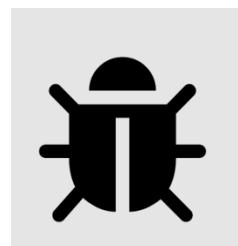


54.3 %

サイバー攻撃

2 位

ランサムウェア



52.7 %

サイバー攻撃

3 位

内部不正



46.1 %

ヒューマンエラー

4 位

メール誤送信・
誤配信



25.3 %

ヒューマンエラー

5 位

ビジネスメール
詐欺



18.6 %

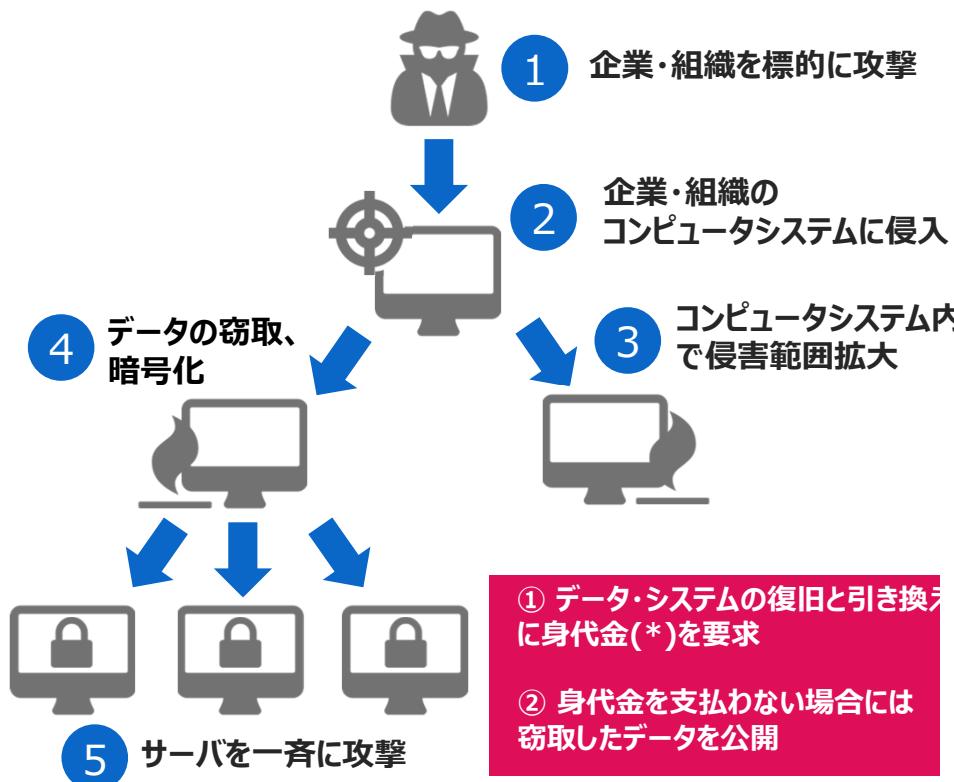
サイバー攻撃

出典) NRIセキュアテクノロジーズ「NRI Secure Insight 2020」

サイバー攻撃 –ランサムウェアの脅威–

近年、ランサムウェア攻撃の手口はさらに進化しており、特に企業・組織の事業活動への脅威が増大しています。ランサムウェア攻撃は、組織規模、扱っている情報の機密性に関わらず、あらゆる企業・組織が標的となりえます。

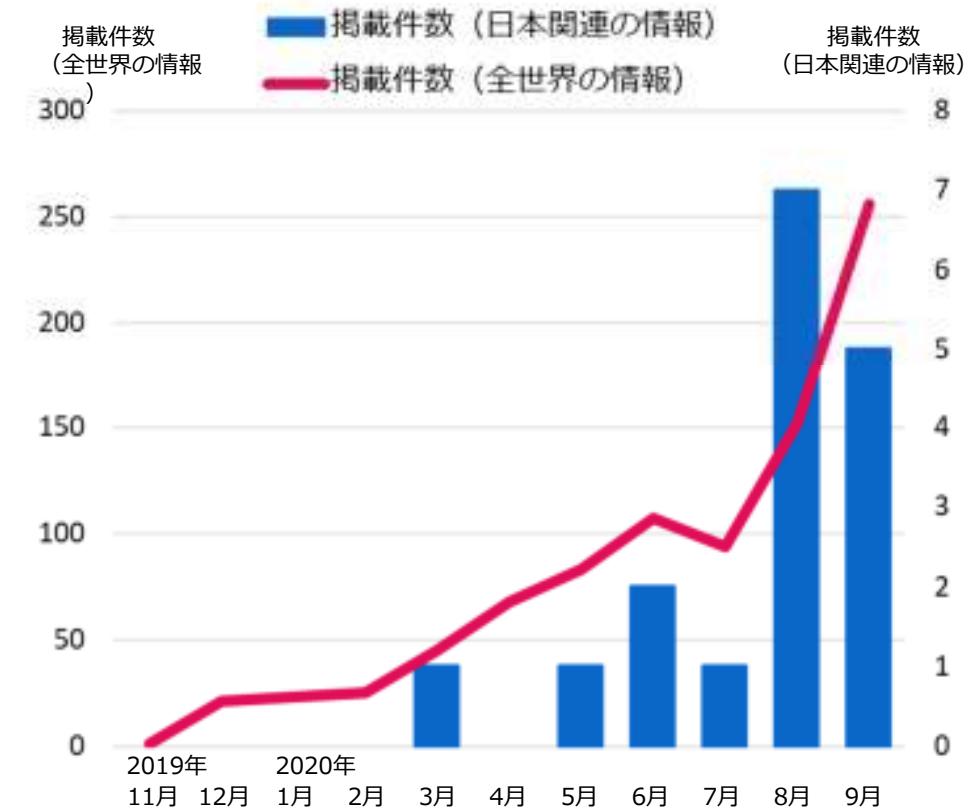
ランサムウェアの新たな手口



(*) 「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

出典) 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター
「事業継続を脅かす 新たなランサムウェア攻撃について」

ランサムウェア攻撃によって窃取した情報を掲載する暴露サイトの掲載件数



出典) Trend Micro 「ランサムウェア最新動向2021年版」

ヒューマンエラー（内部原因）による情報漏えい事故

情報漏えい事故は、サイバー攻撃によるものが台頭してきていますが、組織内部の人間の『過失』または『内部不正』により発生するケースも多くあります。

過失

内部不正

内部の脅威

誤操作

盗難・紛失

金銭目的の売却

競合企業への流出

想定事故例

顧客の氏名、口座番号、送金金額等の個人情報が記載されたデータを、誤って別の取引先の団体に送信。被害者に対して連絡をして、説明および謝罪を実施した。

住所、氏名、メールアドレス等の顧客情報が入ったパソコンを従業員が紛失し、その事実を公表。被害者に対して連絡をして、説明および謝罪を実施した。

従業員が顧客約10万人分の情報を不正に持ち出し、名簿業者に売却していることが発覚した。被害者に対して連絡をして、説明および謝罪を実施した。

従業員が、取引先の属性情報や取引履歴等の機密情報を不正に持ち出し、競合企業へ提供していた。取引先企業から損害賠償を請求された。
(※営業秘密（秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報）等、知的財産権に該当する場合には補償対象外です。）

サイバーリスク保険は、

ヒューマンエラー（内部原因）による情報漏えいまたはそのおそれによる損害も補償します。

改正個人情報保護法の施行とその影響

2022年4月1日より改正個人情報保護法が施行されました。

これにより、**一定の基準を満たす個人情報の漏えい**が発生した場合

1 個人情報保護委員会への報告

2 漏えい対象となった被害者本人への通知

が義務化されました。

一定の基準を満たす個人情報の漏えいとは？

いずれかに該当するものを言います。

1 要配慮個人情報(医療情報・犯罪歴等)の漏えい、滅失若しくは毀損、またはそのおそれ

2 不正利用されることにより、財産的被害が発生し、または発生したおそれのあるもの

3 不正の目的をもって行われたおそれがあるもの
(例：サイバー攻撃による情報漏えい)

4 漏えいまたは漏えいのおそれのある被害者が1,000人を超えるもの

実務でどのような影響が生じるのでしょうか？

1 個人情報保護委員会への報告

- 速報と確報の2段階。速報は報告対象事由発生から概ね3~5日以内、確報は30日以内(※)に実施。
※対象事由に左記③を含む場合には、60日以内。
- 報告にあたり、原因調査、被害範囲の特定を実施する必要あり。サーバ1台あたり20~100万円程度の費用が発生。

2 漏えい対象となった被害者本人への通知

- 漏えい被害者の特定、連絡先（住所・電話番号・メールアドレス等）の確認
- 「漏えい事象の概要」、「漏えいした個人データの項目」、「原因」、「二次被害、またはそのおそれの有無」、「その他参考情報」等を含めた通知文書の作成

原因調査・被害範囲特定等、所定の対応には一定の費用負担が生じます。

また、漏えい被害者からの賠償請求に備えることも重要です。

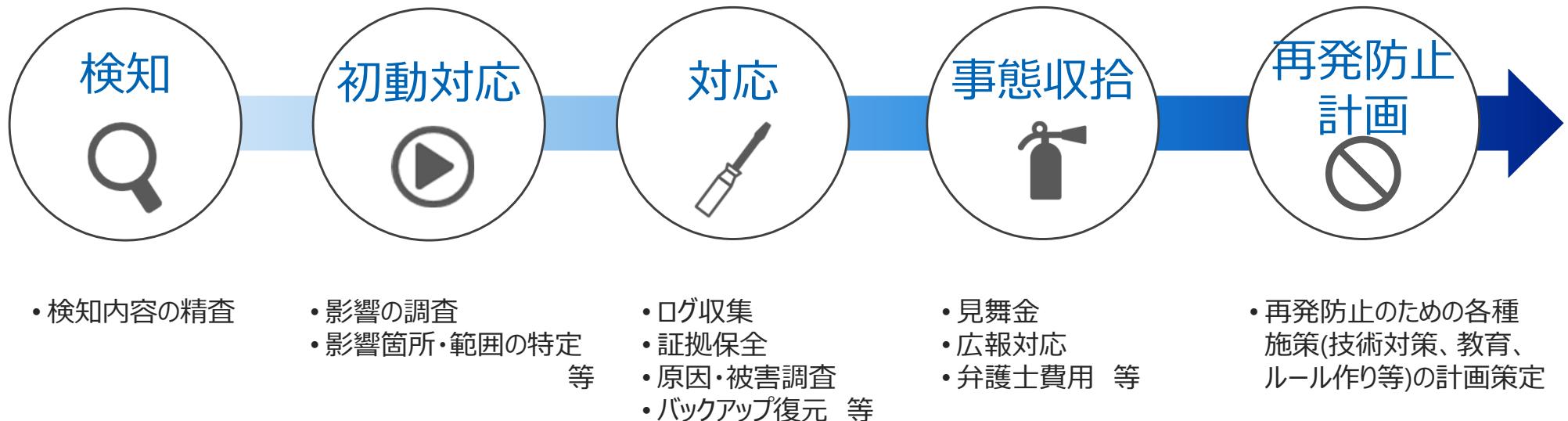
サイバーリスク保険では、被害者に対する損害賠償金だけでなく、上記一連の費用も補償されます。

もしサイバー攻撃による事故が起こったら

サイバー攻撃への初動対応および事故対応には、多額のコストが発生します。

事故対応プロセス（例）

求められる対応



日本国内事故例

日本国内で実際に発生した事故例です。
事故発生時には、想定以上の多額の費用支出が発生します。

	事故概要と主な対応	主な支出費目	左記費用の 支出額（※）
	<p>公式オンラインショップにおけるシステム上の脆弱性を突かれ不正アクセスを受けた結果、会員登録者の顧客情報、クレジットカード情報が漏えい。被害者へのお詫び・注意喚起を、メール・郵送にて実施。</p>	個人情報漏えい見舞費用	約 4 億円
	<p>自社開発アプリのサーバが不正アクセスを受け、保存されていた個人情報が漏えい。被保険者のコールセンターへ数万件を超える問合せがあり、コールセンター対応者の増員・外部委託を実施。</p>	コールセンター委託費用	約 5,000 万円
	<p>飲食店を展開する企業本社のコンピュータシステムがマルウェアに感染し、店舗における電子決済が利用不可に。店舗における決済をアナログで対応するため、約1週間にわたり社員の残業、休日出勤が発生。</p>	超過人件費	約 7,000 万円
	<p>実在する取引先A社を装ったなりすましメールの添付ファイルを開封したことにより、マルウェアに感染。他の取引先への拡散していることが発覚し、原因調査・被害範囲の特定、再発防止策の策定について迅速な対応・報告が余儀なくされた。</p>	原因・被害範囲調査委用	約 3,000 万円

※支出額とは、事故により実際に生じた金額であり、弊社の保険金支払額ではありません。

- ✓ サイバー事故が発生すると、被害者からの問い合わせや見舞対応に関する費用、臨時対応に係る超過人件費など、多額の費用支出が発生します。
- ✓ 事故発生時には、事故の裏付けとなる証拠の抽出や、サイバー攻撃による被害状況の特定を行う「フォレンジック調査」が必要となります。「フォレンジック調査」には、専門知識とノウハウを要するため、端末1台あたり約20～100万円×端末台数分の費用が発生することがあります。

サイバーリスク保険の特長

01

— 包括的な補償

事業活動を取り巻くサイバーリスクを 1 つの保険で包括的に補償します。

02

— サイバー攻撃の“おそれ”の調査費用、再発防止費用、 コンピュータシステムの復旧費用も補償

サイバー攻撃の発見時の各種対応費用だけでなく、サイバー攻撃の“おそれ”が発見された時の外部機関への調査を依頼する費用、事故が収束した後の再発防止費用も補償します。

03

— 海外でなされた損害賠償請求も補償

海外でなされた損害賠償請求についても補償します。

04

— サイバー攻撃による対人・対物事故も補償 (23年度より補償)

サイバー攻撃に起因して発生した対人・対物事故についても補償します。

※ サイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉には付帯されておりません。

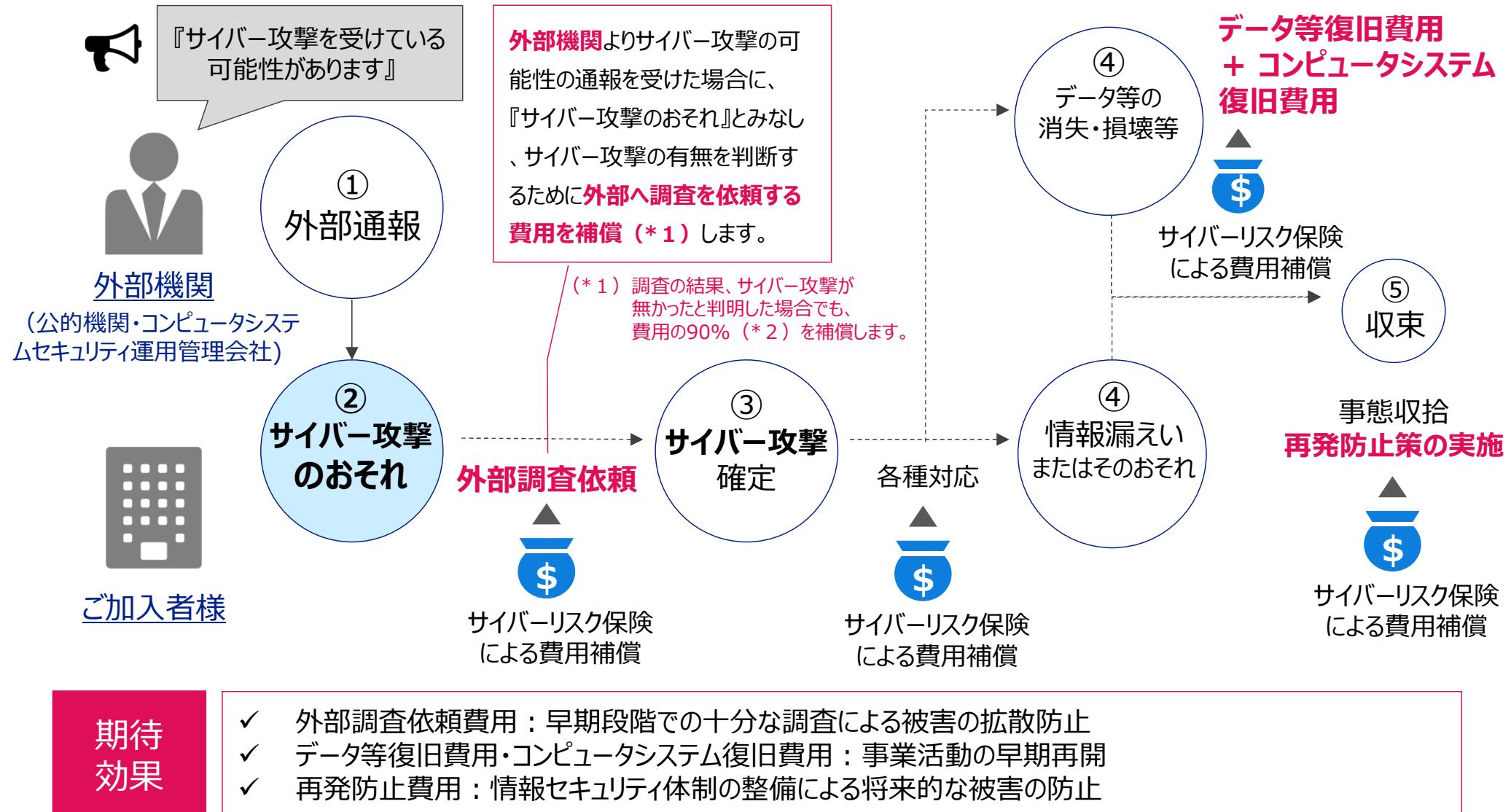
05

— 緊急ホットラインサービスのご提供

保険による補償とは別に、「緊急ホットラインサービス」をご利用いただけます。

サイバーリスク保険の特長

下記のような事故発生から収束までの一般的な対応フローにおいて、各種費用をトータルで補償します。



(* 2) 縮小支払割合90%が適用されます。

サイバーリスク保険の特長（※2023年契約より補償）

IoT化の進展により、サイバー攻撃に起因する対人・対物事故(*)のリスクはこれまで以上に高まっています。

*他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失、盗取、詐取をいいます。

サイバー攻撃による対人・対物事故の例

制御システムへの不正アクセス



自動ドアの制御システムが外部から不正にアクセスされ、自動ドアの誤作動が発生。通行人が怪我をした。

不良品検査装置の停止



コンピュータが、外部から送付された不正なウイルスに感染。被保険者の飲料メーカーの不良品検知プログラムが停止。アルミ缶のタブが飛び出した規格外の製品が市場に出回り、購入者がけがをした。

ポイント

- ✓ 「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約」では、**サイバー攻撃に起因する対人・対物事故**を補償します。（※）
- ✓ サイバー攻撃に起因して生じた他人の身体障害について、**被保険者が負担する見舞金等**も保険金の支払対象となります。

※対人・対物事故を補償する賠償責任保険においては、一般的にサイバー攻撃による損害・損失は補償対象外です。

※ サイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉プランには付帯されておりません。

インフラ設備の停止



サイバー攻撃により停電。商業施設内のエスカレーターが急停止。来場者が転んでけがをした。



テナント被害

サイバー攻撃により、テナントビルの火災報知器・消化装置が誤作動。散水により、テナントの商品が汚損したとして、ビルの所有者がテナント事業者より損害賠償請求を受けた。

サイバーリスク保険の特長

緊急時ホットラインサービス

※本サービスは、別途定める利用規約に従ってご提供します。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口（フリーダイヤル）で直接ご支援を実施するサービスです(*1)。

24時間365日対応



0120-269-318
ブロック サイバー

5つの
特長



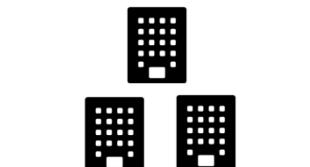
サービス
の概要



ウイルス感染等の日常のサイバートラブルに、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。



インシデント対応に実績のあるサイバー専門組織が対応いたします



弁護士
フォレンジック
コールセンター
メディア対応

多様な専門事業者の中から、最適な事業者をご紹介します。



初動対応から、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。



保険適用外事故

仮に保険が適用されない場合でもサービス利用可能です。
(専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。)

(*1)ご利用の際は、(または「ご加入者名」「加入者証券番号」)を確認させていただきます。

サイバーリスク保険の2つの補償

サイバーリスク保険は、次の2つの補償により、事業活動を取り巻くサイバーリスクを包括的に補償します。

サイバーリスク保険の 2つの補償



損害賠償責任
に関する補償

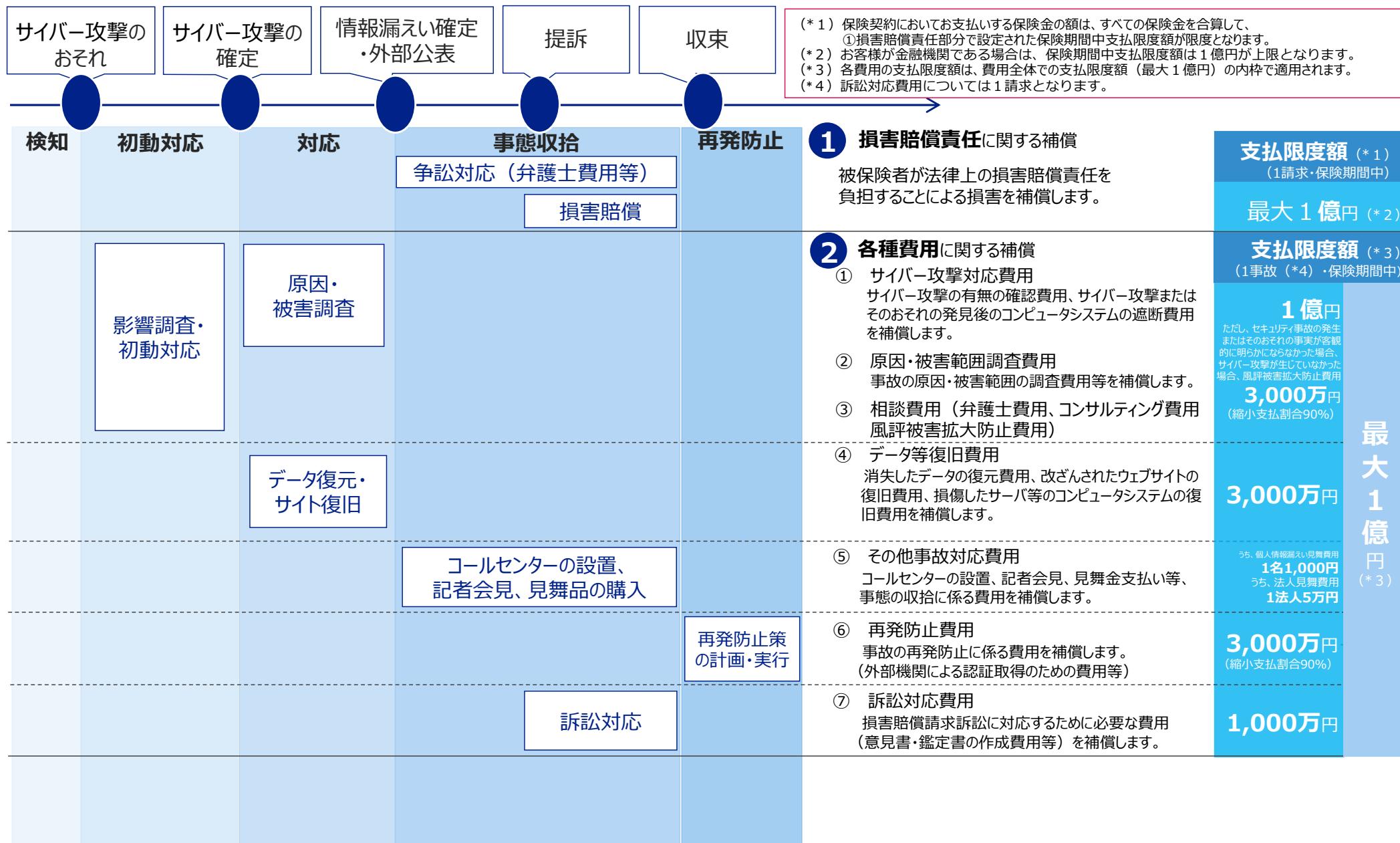


サイバーセキュリティ事故
対応費用に関する補償

自社コンピュータシステムの所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止または阻害や情報漏えい等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

情報漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

サイバーリスク保険の補償概要



※ 詳細は、パンフレットでご確認ください。

『損害賠償責任に関する補償』の部分

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

① ITユーザー行為に起因して発生したいずれかの事由（②および③を除きます。）

ア. 他人の事業の休止または阻害

イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)

ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ （→『サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)』は②の場合のみ補償）

③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）

【ITユーザー行為とは】

ア. コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理

イ. アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除く。）の提供
(所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含む。)

ウ. 広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステム
の所有、使用または管理。

ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、対価または報酬を得る場合を除きます。

『サイバーセキュリティ事故対応費用』に関する部分

保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故に対応するためのサイバー攻撃対応費用、データ等復旧費用、風評被害事故の拡大を防止するための費用、再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、⑤は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

①ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）

ア. 他人の事業の休止または阻害

イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)

ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

②情報の漏えいまたはそのおそれ（→サイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉は②の場合のみ補償）

③人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）

④記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃

⑤記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ

『サイバーセキュリティ事故対応費用』に関する部分

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
① サイバー攻撃対応費用	<p>次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限ります。</p> <p>ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用</p> <p>イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。</p>			
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の <u>原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全</u> のために支出する費用をいいます。	(A) 100% または (B) 90%	1 事故・保険期間中 (A) 1 億円 または (B) 3,000万円	1 事故・保険期間中 最大 1 億円
③ 相談費用	<p>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。</p> <p>ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対する費用 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) 「⑤ その他事故対応費用 ニ. 損害賠償請求費用」の費用</p> <p>イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 (個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)</p> <p>ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）</p>	(*)	(*)	

『サイバーセキュリティ事故対応費用』に関する部分

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
④ データ等復旧費用	<p>セキュリティ事故により<u>消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用</u>または記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃により改ざんされた<u>ウェブサイトの復旧費用</u>をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。</p> <p>コンピュータシステム復旧費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した、サーバの点検費用や試運転費用、損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替品の設置費用、ソフトウェア・プログラムの修復・再作成・再取得費用等の費用を含みます。</p>	100%	1事故・保険期間中 3,000万円	
⑤ その他事故対応費用	<p>次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。 また、カ、クおよびケ（工）については、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。</p> <p>ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費用</p> <p>ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用ただし、工に規定するものを除きます。</p> <p>エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用</p> <p>オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</p>	100%	1事故・保険期間中 最大 1億円	-

『サイバーセキュリティ事故対応費用』に関する部分

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）	100%	被害者 1 名につき 1,000 円	1 事故・保険期間中 最大 1 億円
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	100%	被害法人 1 社につき 5 万円	
	ク. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。	100%	—	
	ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するもの・刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。	100%	—	
	コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用			

『サイバーセキュリティ事故対応費用』に関する部分

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑥ 再発防止費用	セキュリティ事故の <u>再発防止のために支出する必要かつ有益な費用</u> をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限り、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 最大1億円
⑦ 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して <u>提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なもの</u> をいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	

その他（2023年度契約より補償）

補償を拡大する特約条項

サイバー攻撃による 対人・対物事故担保 特約条項

補償内容は次のとおりです。

a. 損害賠償責任に関する補償

記名被保険者の日本国内における業務に起因して、サイバー攻撃により日本国内で発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取（以下、対人・対物事故）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します（保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。）。

b. サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

上記対人・対物事故について、サイバーセキュリティ事故対応費用の「その他事故対応費用」に加えて、次の身体障害見舞費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

身体障害見舞費用の概要	縮小支払割合	費用固有の支払限度額
対人事故が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払う見舞金・香典または見舞品の購入費用	100%	被害者1名あたり 10万円

【支払限度額・免責金額】

「損害賠償責任に関する補償/サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償」と同じ（共有）

※ご加入の際は、必ずパンフレットをご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- ・他人の身体の障害（* 1）・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取（* 1）。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合（* 1）
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発 イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
 - ア. 人格権・著作権等の侵害 イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、罰金、料金、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・**IT業務の遂行**
- ・保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ・被保険者が他人に情報を提供または取り扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

※ご加入の際は、必ずパンフレットにてご確認ください。

(* 1) 「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項」により、この一部を補償しております。

『サイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉』の補償内容

『損害賠償責任に関する補償』の部分

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

『サイバーセキュリティ事故対応費用』の部分

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、③は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
- ③ ②のおそれ

その他の部分

サイバー攻撃による対人・対物事故担保条項はセットされておりません。

パンフレット抜粋（サイバーリスク保険）

・損害賠償責任に関する補償

コンピュータシステムの所有・使用・管理に関する不備等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害や情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

・サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

情報漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

タイプ 支払限度額	Sタイプ	
賠償責任部分:1億円 ^{(*)1} / 費用部分:1億円 ^{(*)2}		
保険期間中 :1億円 ^{(*)3}		
事務所合計人数 ^{(*)4}	タイプ	年間保険料
1 ~ 3人	S1	39,990円
4 ~ 6人	S2	51,990円
7 ~ 10人	S3	70,260円
11 ~ 30人	S4	157,990円
31 ~ 60人	S5	196,740円
61 ~ 100人	S6	238,220円
101 ~ 300人	S7	353,540円
301 ~ 500人	S8	436,190円

●保険料は事務所合計人数(社労士人数(開業社労士・社労士法人の社員・勤務社労士)とその他職員人数)により決まります。

●事務所人数501人以上の場合は特約では加入できません。取扱代理店(有)エス・アール・サービスまでご相談ください。

(*)1 損害賠償責任に関する補償部分の1請求・保険期間中の限度額となります。

(*)2 サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償部分の費用全体の1事故(訴訟対応費用は1請求)・保険期間中の限度額となります。各費用固有の支払限度額は後述をご確認ください。

(*)3 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、この保険期間中の支払限度額が限度となります。

(*)4 事務所合計人数のカウントは個人・法人共通です。保険期間中の人数の増減による保険料の精算は行いません。ご申告いただいた人数がご加入時に把握可能であった実際の数に不足していた場合には、保険金を削減してお支払いする場合があります。

*免責金額(自己負担額)は0円です。

パンフレット抜粋（サイバーリスク保険〈情報漏えい限定補償プラン〉）

・損害賠償責任に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

・サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれ、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

前述の「サイバーリスク保険」が所定の要件に合致したサイバーリスク全般を補償するのに対し、この保険は、そのうち**情報漏えいに起因する損害**に限定して補償する保険です。

タイプ	GAタイプ		GBタイプ	
支払限度額	賠償責任部分:3,000万円 ^{(*)1} 費用部分:3,000万円 ^{(*)2} 保険期間中:3,000万円 ^{(*)3}		賠償責任部分:500万円 ^{(*)1} 費用部分:500万円 ^{(*)2} 保険期間中:500万円 ^{(*)3}	
事務所合計人數 ^{(*)4}	タイプ	年間保険料	タイプ	年間保険料
1～3人	GA1	26,870円	GB1	17,580円
4～6人	GA2	32,900円	GB2	20,170円
7～10人	GA3	45,500円	GB3	23,620円
11～30人	GA4	110,540円	GB4	39,960円
31～60人	GA5	140,250円	GB5	48,170円
61～100人	GA6	168,930円	GB6	56,380円
101～300人	GA7	249,920円	GB7	80,260円
301～500人	GA8	308,360円	GB8	97,860円

支払限度額にも差異があります。

パンフレット抜粋（想定事故例）

顧問先を装ったなりすましメールの添付ファイルを開封したことにより、マルウェアに感染。他の顧問先へ拡散していることが発覚し、原因調査・被害範囲の特定、再発防止策の策定について迅速な対応・報告が余儀なくされ、多額の原因調査費用や再発防止費用が発生した。

職員のパソコンがウイルスに感染し、過去に送受信したメールが不正に閲覧されるなどして、顧問先に対して不審なメールを発信してしまい、多額の原因調査・復旧費用や、顧問先対応に関わる弁護士相談費用が発生した。

セキュリティ対策が不十分であったために、外部の何者かに不正アクセスされた結果、システムを乗っ取られ、これを踏み台に関与先がサイバー攻撃を受けた。営業活動に重大な支障が生じたとして、関与先より損害賠償請求訴訟を提起された。

Webでのお申し込みになります。

| Webでのお申し込み方法(お手続きの流れ)

代理店 エス・アール・サービスのHPにアクセス

ホームページ

<http://www.sr-service.jp/>



社会保険労務士
賠償責任保険

社会保険労務士の安心・安全な業務を支える保険

制度運営者 全国社会保険労務士会連合会

【新規・中途加入】
保険のお申込みWEBサイト
はこちら

【動画】わかる
「社労士賠償責任制度」

●詳しい手続き方法説明の閲覧 ●新規(中途)加入申込ページにアクセスできるようになります。

加入申込ページの手順に従ってお手続きお願いします
東京海上日動火災保険株式会社のお申込みサイトへ移行します。



社会保険労務士 賠償責任保険制度

社労士賠償責任保険
は、WEBでの
ご加入手続きに
なります。

〈ご参考〉 もう 1 つの保険制度

使用者賠償責任保険制度

- ①使用者賠償責任保険
- + ②雇用関連賠償責任保険

社会保険労務士様向けだけでなく、
関与先向けの保険もあります。

【お問合せ先】

【提携募集代理店】(使用者賠償責任保険のみでの提携)

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(略称「TAC」)

TEL:フリーダイヤル0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025 をご利用ください

ホームページURL:www.web-tac.co.jp/sharoushi/

(上記サイトから、見積りの請求、各種ご照会、チラシ・パンフのダウンロードなど行って頂けます。)



★TACは、東京海上日動グループが100%出資する保険代理店です。

社労士様向け

関東社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

2022年度

社会保険労務士専用 使用者賠償責任保険制度のご案内

(使用期限延長保険+被用労働者賠償責任保険)

実施期間

2023年3月31日 午後4時～2024年3月31日 午後4時

お申込締切

2023年3月10日(金) 中途加入も可能 (翌12月6周年まで) (翌年2月始期分まで)

全国社会保険労務士会議合会「使用者賠償責任保険制度」は、

万が一の労働トラブルへの備えとなります。

特典1 従業員の業務災害・過労災害に伴う企業が負う
法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償!

特典2 パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴う法律上の
賠償責任を**最大1,000万円**まで補償

特典3 賠償額が責任だけでなく、
争訟費用も補償!

特典4 被保険料は**事業所の合計人数で計算!**
1名あたり年間**3,900円**

※ご参考のための算出例

収容効率は、**既存していれば得られたはずの利益(既存利益)**は充分補償されず、**新規の労働に対する影響料**等は補償されません。
例えば、派遣労働1名の場合…

収入料 約8,855万円 + 計画料 約2,800万円 +  - 増加可能額 (x1) ⇒ **約1億1,655万円**
以上の補償額が必要です!

適用対象と年率概算

適用対象
会社雇用(会社労働・過労災害)の場合
会社雇用(会社労働・過労災害)の場合は
既定外賃金
既定外賃金

セクハラ・パワハラの侵害行為の場合
最高賃料賃料実行料率(1,000万円相当)
セクハラ・パワハラの場合は

年率概算
年率概算

※本算出例は参考用であり、実際の料金とは異なります。

パワハラ防止法^①が2019年6月より施行され、中小企業でも

「事業者がパワハラに対して運用管理上必要な防止措置を講じること」が努力義務化されており、

事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています。

パワハラ 防止法 等の内容

「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと共に、基盤となる雇用管理上必要な防止措置を講じることが最高責任であると定めました。
◎雇用効率上の問題の軽減(第1回)
◎パワハラの発生のリスクを把握し、対策・監視・指導・連絡・情報交換・評議会の実施
◎障害を受けた労働者のケアや再就職

「パワハラに関する前半が生じた場合、
直面する問題は複数あることなどで、
複数問題を同時に解決するようになります。

◎直面する問題は複数あることにより、労働者や管理者の対応が複数あるための負担を減らすことができます。

セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その改正に関する事実上・労働者の意識が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が直接的な対応を行うことが法律されました。

^① 本算出例は参考用であり、実際の料金とは異なります。

※本算出例は参考用であり、実際の料金とは異なります。

関与先向け

社会保険労務士間与先企業の事業主の皆様へ

2022年度

全国社会保険労務士会連合会がおすすめする 使用者賠償責任保険制度のご案内

使用効率化保険・個人賠償責任保険+サイバーリスク保険(特約)

「サイバーリスク保険(特約)」募集中!

保険期間

2023年3月31日午後4時～2024年3月31日午後4時

お申込期限

2023年3月10日(金) 中途加入も可能(募集終了日:翌年2月始期分まで)

全国社会保険労務士会連合会がおすすめする「使用者賠償責任保険制度」は、
万が一の労働トラブルへの備えとなります。

特長 1

社員の業務災害・過誤災害に伴い企業が負う法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償!

特長 2

パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴う法律上の賠償責任を**最大1,000万円**まで補償!

特長 3

損害賠償責任だけでなく、**争訟費用**も補償!

参考資料の概要図のイメージ

取扱内容は、①賠償していかねばならぬ利益(過失料理)が充分補償されず、②個別問題に対する影響等は補償されません。尚ほ、後遺障害1級の場合

過失料理 + 賠償料 + a → 約1億1,655万円以上

適用対象と実際の保険料

過失賠償(賠償料理+過失料理)の場合

使用者賠償責任保険	過失料理専用保険
過失料理専用保険	過失料理専用保険

セクハラ・カハラ等の侵害行為の場合

使用者賠償責任保険(1,000万円別途)	過失料理専用保険
過失料理専用保険	過失料理専用保険

(上記額は標準的な場合の目安額です。実際の額は異なる場合があります。)

女性活躍・ハラスメント規制法の成立により、事業主の賠償リスクはさらに高まっています。

パワハラ 防止法等の内容

T「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと共に、基層士が職場管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。
※参考文献:「女性の労働環境」
「パワハラは職場における性別差別の表現であり、性別差別行為の一種である」としての定義
「性別差別行為の範囲」
・性別差別による性別差別の表現
・性別差別による性別差別の行為
・性別差別による性別差別の結果

パワハラに関する紛争が生じた場合、調停権限を有する機関に申請することで、調停制度を利用できるようになります。
※参考文献:「基層士からの申し立てにより、当事者双方から申立てられたものを受け付ける」
ることになります。

セクハラ・パワハラは既往ではならないものとして、その既往に該する事業主・労働者の業績が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不正的な監視を行なうことが禁止されました。

使用者賠償責任保険の必要性

死亡した場合の損害賠償責任・・・労災事故

逸失利益	6,600万円程度	労災保険から 1,000万円程度
葬儀代金	150万円程度	労災保険から60万円程度
慰謝料	2,800万円程度	なし

労災保険給付は、

- ⇒ 精神的苦痛に対する慰謝料がない
- ⇒ 逸失利益が全額補償されない
- ⇒ 重症労災事故の保険給付が年金給付である
- ⇒ 労災事故で企業が損害賠償義務を負い労災差額のリスクが顕在化した場合、
経営に重大な影響をもたらす高額の損害賠償を負うケースも珍しくない。

(上記例) 被災労働者の年齢35歳(被扶養者2名) 年収600万円(給与460万円・賞与140万円) が死亡した場合。

実際は個々の事例で異なります。実際の場合でのお支払いを御約束するものではありません。

雇用関連賠償責任保険の必要性

女性活躍・ハラスメント規制法の施行により、事業主の賠償リスクはさらに高まっています



女性活躍・ハラスメント規制法（※）の内容

（※）2020年6月施行。労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法、労働者派遣法が併せて改正された。

1 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。

- ▶ 雇用管理上の措置の内容（例）
 - ・パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ・相談・苦情への対応体制の整備
 - ・被害を受けた労働者のケアや再発防止



ハラスメント被害者が
声をあげやすい環境

2 パワハラに関する紛争が生じた場合、個別紛争解決援助制度として「調停」を利用できるようになりました。

- ▶ 従来から利用可能であった「あっせん」とは異なり、「調停」では原則として第三者（調停委員）の提示する解決案（勧告）による紛争解決が図られます。



事業主が管理責任を
問われやすい環境

3 セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。